

大和市立北大和小学校いじめ防止基本方針

令和3年度

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける重大な人権の侵害行為です。すべての子どもたちが安心して学校生活を送り、共に学びあう環境を社会全体で作っていくことが求められています。学校、家庭、地域社会にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期発見・早期解消に取り組まなくてはなりません。

北大和小学校では、「どんな理由があってもいじめはいけない。いじめは許さない。」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人ひとりに示します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、小中学校の連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させます。いじめ防止のためには、全ての子どもが安心して充実した学校生活を送ることが大切です。そのために、全ての子どもが参加できる「主体的な学習」の工夫に努めます。また、日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めるとともに、アンケート調査や個人面談等を通して、子どもの悩みや保護者の不安を積極的に受け止められるよう、日頃から信頼関係の構築に努めます。

さらに、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけで抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して未然防止と解消に当たることが肝要です。

(いじめの定義)

児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要であり、けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってはけません。

(学校及び職員の責務)

いじめの理解を促進し、いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、いじめの解消、再発防止に努めます。

その際、いじめ「解消」の定義を次のとおり認識し、解消までの継続的な支援を徹底します。

①いじめに係る行為の解消

②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

・お互いに相手の良さを認め、思いやる心を育む道徳教育を推進します。

- ・家庭への情報提供に努めるなど家庭との連絡を密に取り、教職員と児童・保護者との信頼関係を構築します。
- ・教職員一人ひとりの指導力向上を目指して、相互に得意な分野での研修会を実施します。
- ・学区内にある商店等の地域教材の設定や外部講師による授業設定等を通して地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・ペア学習やグループ学習を積極的に取り入れたコミュニケーションの育成に努めます。
- ・「あいさつ運動」や「北小まつり※」等、児童が主体となって活動する行事を実施します。
- ・いじめに関するアンケート調査を実施します。（年3回・「北大和小アンケート」2回・「よりよい学校生活のためのアンケート」1回）

（2）いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童、保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 「よりよい学校生活のためのアンケート」調査の実施（6月、10月、2月）
 - ② 個別面談や教育相談を通じた聴き取り調査
 - 地区訪問・・・4月～5月 個別面談・・・6月・10月～11月
 - 教育相談・・・適宜
- ・全教職員による児童の実態把握に努めます。
- ・児童のささいな変化に気づくような日頃からの観察・見守りを行います。
- ・養護教諭による保健室での観察・見守りを行います。
- ・毎月1回の情報交換会（職員会議「等」）での情報の共有化を図り、必要に応じて組織的な状況把握に努めます。
- ・保護者や地域から情報が得やすい環境作りに努め、積極的にPTAや学校評議員、地域家庭教育活性化会議等を通じて情報提供・収集を行います。
- ・地域や外部相談機関との連携を図ります。
- ・相談・通報のあった事案は、「児童支援部」を通して情報共有に努め、その後のいじめへの対応が、全教職員の情報共有のもと組織的に一貫したものとなるようにします。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

（3）いじめの早期解決のための取組

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、同意をもとにいじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調していたりする児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめの内容によっては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

(5) 児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底

特に個別的配慮が必要な児童(※)について、当該児童への適切な支援や保護者との連携、周囲の児童への指導の重要性を認識し、積極的に取り組みます。

※発達障害を含む、配慮を要する児童、外国につながる児童、性同一性障害に係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童、コロナ差別を予想される児童などを含む。

(6) いじめ防止の取組についての評価

いじめ防止の取組を学校の評価に位置付け、目標の達成状況を評価します。

3 「組織」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「児童支援部」を設置し、月に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、管理職に報告し、会議を緊急開催します。

(1) 「児童支援部」の構成

児童支援中核教諭、養護教諭、各学年児童支援部教諭、支援級児童支援部教諭

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な関係機関の参加を柔軟に検討し校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ対策委員会」を開催し、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って迅速、適切に調査に着手します。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成員

- ・校長、教頭、学年代表教諭、児童支援中核教諭、養護教諭

※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・市教育委員会への調査結果報告

※児童支援中核教諭は、教育相談コーディネーターを兼務する。

令和3年度大和市立北大和小学校いじめ対応フローチャート

